

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和2年9月9日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900287号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000027号

## 第1 結論

請求期間①から④までについて、請求者のA社における請求期間①の標準賞与額を19万9,000円、請求期間②の標準賞与額を25万円、請求期間③の標準賞与額を28万1,000円、請求期間④の標準賞与額を37万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月15日  
② 平成18年6月15日  
③ 平成18年12月15日  
④ 平成25年12月13日

私は、請求期間①から④までにおいて、A社から賞与を支給され、保険料を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から④までに係る賞与の記録が無い。

請求期間①から④までに係る預金通帳(写)を提出するので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された預金通帳(写)で確認できる振込額及び複数の同僚から提出された賞与明細書(写)により、請求者は請求期間①にお

いて事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

請求期間②、③及び④について、事業主から提出された賞与明細書(控)により、請求者は請求期間②、③及び④において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、前述の預金通帳(写)で確認できる振込額、前述の同僚に係る賞与明細書(写)により算出した賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は19万9,000円とすることが妥当である。

請求期間②、③及び④に係る標準賞与額については、上記賞与明細書(控)により確認できる賞与額及び保険料控除額から、請求期間②は25万円、請求期間③は28万1,000円、請求期間④は37万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)に対し、提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所又は年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

(別添)

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000016号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000028号

## 第1 結論

請求期間①から⑥までについて、請求者のA社における請求期間①の標準賞与額を31万4,000円、請求期間②の標準賞与額を40万2,000円、請求期間③の標準賞与額を39万2,000円、請求期間④の標準賞与額を36万2,000円、請求期間⑤の標準賞与額を43万3,000円、請求期間⑥の標準賞与額を46万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑥までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑥までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年6月15日  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年12月15日  
④ 平成18年6月15日  
⑤ 平成18年12月15日  
⑥ 平成25年12月13日

私は、請求期間①から⑥までにおいて、A社から賞与を支給され、保険料を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑥までに係る賞与の記録が無い。

請求期間①から⑥までに係る預金通帳(写)を提出するので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者から提出された預金通帳（写）で確認できる振込額及び複数の同僚から提出された賞与明細書（写）により、請求者は請求期間①、②及び③において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の預金通帳（写）で確認できる振込額、前述の同僚に係る賞与明細書（写）により算出した賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は 31 万 4,000 円、請求期間②は 40 万 2,000 円、請求期間③は 39 万 2,000 円とすることが妥当である。

請求期間④、⑤及び⑥について、事業主から提出された賞与明細書（控）及び請求者から提出された預金通帳（写）により、請求者は請求期間④、⑤及び⑥において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、上記賞与明細書（控）により確認できる賞与額及び保険料控除額から、請求期間④は 36 万 2,000 円、請求期間⑤は 43 万 3,000 円、請求期間⑥は 46 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し、提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所又は年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000041号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000029号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成28年10月4日の標準賞与額を39万3,000円、同年12月23日及び平成29年3月31日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成28年10月4日、同年12月23日及び平成29年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年10月4日、同年12月23日及び平成29年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年10月4日  
② 平成28年12月23日  
③ 平成29年3月31日

私は、A事業所から請求期間①、②及び③に賞与が支払われていたが、国の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。各請求期間に支払われた賞与から保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所から提出された請求者に係る平成28年度賃金台帳及び請求者から提出された貯金通帳(写)により、請求者は、請求期間①、②及び③において同事業所から賞与を支給され、事業主により当該賞与から保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳で確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は 39 万 3,000 円、請求期間②及び③は 40 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000042号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000030号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成28年10月5日の標準賞与額を39万3,000円、同年12月24日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成28年10月5日及び同年12月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年10月5日及び同年12月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年10月5日  
② 平成28年12月24日

私は、A事業所から請求期間①及び②に賞与が支払われていたが、国の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間①及び②に支払われた賞与から保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所から提出された請求者に係る平成28年度賃金台帳及び請求者から提出された貯金通帳(写)により、請求者は、請求期間①及び②において同事業所から賞与を支給され、事業主により当該賞与から保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これら

の標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳で確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は 39 万 3,000 円、請求期間②は 40 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000024号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2000006号

## 第1 結論

請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年6月から昭和61年3月まで

私は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び婚姻後の任意加入の手続をしたかどうかは覚えていないが、請求期間の保険料については納付書があれば納付したと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の改製原附票及び請求者の記憶により請求者が請求期間当時に居住していたA県B市に対して請求者に係る国民年金の記録について照会したが、同市は、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者記録及び保険料納付記録について、資料を保管していないため確認できない旨回答している。

また、請求者から提出された2冊の年金手帳によると、そのうち1冊は、請求者の旧姓でA県において交付されたことが確認できるが、国民年金手帳記号番号等の記載は無く厚生年金保険の記録のみが記載され、もう1冊は、現在の姓でC県において交付されており、国民年金の被保険者となった日は昭和61年4月1日と記載されている。

さらに、オンライン記録により請求者が平成8年9月29日にD市から転居したことが確認できるE県F市G区の「平成9年度被保険者名簿」及び「国民年金被保険者名簿(CSVデータ)」により確認できる国民年金被保険者資格取得年月日は昭和61年4月1日であり、請求者が請求期間に係る国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できない。

加えて、請求期間の保険料を納付するためには、上記C県において交付されてい

る年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号のほかに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる請求者の氏名（旧姓含む）でのA県内及びC県内に払い出された国民年金手帳記号番号の検索並びにオンラインシステムによる氏名検索（旧姓含む）を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。また、オンラインシステムにより、B市を管轄していた社会保険事務所（当時）において払い出された国民年金手帳記号番号のうち、請求期間を含む昭和60年5月25日に国民年金被保険者資格を取得した任意加入被保険者の国民年金手帳記号番号から昭和61年4月1日に国民年金被保険者資格を取得した任意加入被保険者の国民年金手帳記号番号まで検索したが、請求者のものと思われる国民年金手帳記号番号は見当たらない。

また、オンライン記録によると、請求者及びその夫の国民年金手帳記号番号は連番であり、請求者の夫は昭和63年4月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得し、同年4月分の保険料は同年4月30日に納付されていることが確認でき、請求者の夫に係る国民年金の加入手続は同年4月頃に行われたことが推認できることから、請求者の夫と国民年金手帳記号番号が連番である請求者も、請求者の夫と同時期である同年4月頃に国民年金の加入手続を行い、昭和61年4月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。

以上のことから、請求者が請求期間に係る国民年金被保険者資格を取得したことを確認できず、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、制度上、請求期間に係る保険料の納付書は発行されず、請求者が請求期間の保険料を納付することはできない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000040号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2000007号

## 第1 結論

平成23年4月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年4月から同年11月まで

国の記録では、請求期間の国民年金保険料が未納とされているが、私は、平成23年4月にA市に転居した際に、A市役所B出張所で転入届と同時に国民年金と国民健康保険の加入手続きを行い、同市の自宅近くにあったC社D店で、国民年金保険料と国民健康保険料を一緒に合わせて約3万円を毎月納付していた。支払期限が過ぎたときはE銀行F支店で納付しており、請求期間の国民年金保険料は間違いなく納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は請求期間に係る国民年金保険料について、A市のC社D店において、同市の国民健康保険料と一緒に合わせて約3万円を毎月納付しており、支払期限を過ぎたときはE銀行F支店で納付した旨主張している。

しかしながら、日本年金機構は、コンビニエンスストア各社における国民年金保険料の収納記録の照会には納付書のバーコード情報が必要であるが、納付書のバーコード情報の保存期間は当該納付書の発行年度の翌年度から起算して3年経過までであり、請求者の請求期間に係る納付書のバーコード情報は確認できないため、C社へ照会できない旨回答していることから、C社に対して、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の収納記録を確認することができない。

また、請求期間に係る領収(納付受託)控について、C社D店に文書照会を行ったものの、同店から回答を得られなかった上、E銀行は、請求者の請求期間に係る

領収（納付受託）控は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の収納記録について確認することができない。

さらに、請求者は、平成 23 年分給与所得の源泉徴収票は保管しておらず、平成 23 年分所得税の確定申告は行っていない旨陳述している上、A 市は、請求者に係る平成 24 年度住民税課税基礎資料について、保存期間経過のため回答できないと回答している。また、請求者が請求期間直後の平成 23 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している G 社（現在は、H 社）は、請求者の平成 23 年分年末調整に関する資料及び同年分給与所得の源泉徴収票は見当たらない旨回答していることから、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の納付金額を同年分の社会保険料控除額として申告していたことが確認できず、請求期間に係る国民年金保険料の納付を確認することができない。

加えて、A 市は、請求者の同市における国民健康保険料の納付状況について、分納の納付書により平成 23 年 9 月 15 日に 1 万円、同年 11 月 9 日、同年 12 月 26 日、平成 24 年 4 月 18 日、同年 5 月 21 日及び同年 7 月 23 日に 2 万円、平成 25 年 1 月 21 日に 3,192 円を納付しており、納付場所は、銀行名は特定できないものの、すべて銀行である旨回答している。また、請求者の請求期間に係る国民年金保険料は月額 1 万 5,020 円であることを踏まえると、請求期間に係る国民年金保険料について、C 社 D 店において、同市の国民健康保険料と一緒に合わせて約 3 万円を毎月納付していたとする請求者の主張と相違する。

また、日本年金機構は、請求期間に係る国民年金保険料は、各月の納付期限を経過した納付書であっても、納付期限から 2 年間は C 社 D 店及び E 銀行 F 支店のいずれでも納付することができる旨回答している上、A 市は、同市の国民健康保険料について、納付期限から 2 年以内であれば、C 社 D 店及び E 銀行 F 支店のいずれでも納付することができる旨回答していることから、支払期限が過ぎた時にはコンビニエンスストアでは納付できなかったため、E 銀行 F 支店で納付したとする請求者の主張と相違する。

さらに、請求者は、A 市役所の担当者に、滞納していた国民年金保険料の納付書を全部送付するよう依頼し、その後納付した旨主張しているものの、請求期間は収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、同市役所で国民年金保険料の納付書を発行することはできない期間である。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。